

エコウッドは「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」の登録事業者です。



制度の概要

区は建築主に対し、建築物等に使用された国産木材量に相当するCO₂固定量を認証します。

なお、この制度では、港区と伐採後の再植林を保証する「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体から産出される木材の合法性および森林の持続性が保証された協定木材の使用を推奨します。

制度の対象となる建築物

区内で延べ床面積 5,000m² 以上の建築を行う建築主は、着工前に区へ「国産木材使用計画書」を提出する必要があります。また、延べ床面積 5,000m² 未満の建築物についても、建築主が自主的に「国産木材使用計画書」を提出し、認証を受けることができます。

木材使用量の基準値

区内で延べ床面積 5,000m² 以上の建築を行う建築主は、床面積 1 m² につき 0.001m³ 以上の国産木材を使用しなければなりません。

CO₂ 固定量認証の対象となる木材

区と協定を締結した自治体から産出された木材および木材製品(協定木材)です。

CO₂ 固定量認証の対象となる木材・木製品の使用方法および使用形態

- ・使用方法：構造材、内外装材、造作部材、外構材、家具
- ・使用形態：無垢材、集成材、合板、繊維板等混合製品(複数種類の材料で構成される木材製品)

※本制度の詳細な情報およびエコウッドの登録情報については、「みなと森と水ネットワーク会議」のホームページをご覧ください。 ⇒ <http://www.uni4m.or.jp>